

令和5・6年度

建設工事競争入札参加資格審査（追加）申請手続きの概要

三次市が、令和5年度及び6年度に発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする**市内業者**は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「資格審査申請書等」という。）を提出しなければなりません。なお、原則として入札は電子入札で行っておりますので、可能な限り電子申請での申請をお願いします。

1 資格審査申請書等の提出先

申請区分	提出方法	受付場所
市内業者 （主たる営業所を 市内に有する者）	持参	〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号 三次市役所 財政課 契約係 （三次市役所東館4階） TEL 0824-62-6141（直通）

※主たる営業所：建設業法第3条第1項の営業所のうち、建設業許可申請書別紙二（1）又は（2）に「主たる営業所」として記載したものをいいます。

2 受付期間

令和5年4月1日から令和6年9月17日まで随時受け付けます。

※閉庁日を除く9時～12時、13時～16時

3 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- イ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていない者。
- ウ 入札参加資格の申請に係る申請を行おうとする建設工事の業種について、必要な経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の審査をいう。）を受けていない者。
- エ ウで定める経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者。
- オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の滞納がある者。
- カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は三次市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から2年を経過している者を除く。
- キ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者（届出の義務がない者を除く）

(ア)雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(イ)健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(ウ)厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※社会保険等未加入者（届出の義務がない者を除く）の申請は受付できませんので、ご注意ください。

4 資格認定

資格認定については、令和5年4月1日以降、随時書類を受け付け、原則として**3か月ごとに資格を審査・認定**する予定です。資格を認定した後にすみやかに市ホームページの「競争入札参加資格登録業者名簿」に掲載しますのでご確認ください。

※認定スケジュールのイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
受付	→			→			
審査・認定			(4・5・6月受付分) →			(7・8・9月受付分) →	

5 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和6年度の末日までとします。

ただし、この資格は、令和7年度においてもその年度における資格が認定される日まで有効とします。

6 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

- ・様式の定められているものは、所定の様式で提出してください。
- ・提出書類については、提出書類一覧表の番号順に「クリップ留め」してください。
「6受付票」（様式第3号）は、クリップ留めせずに提出してください。
- ・○印は提出が必須のものを示し、△印は届出、加入、認証取得等をしているなど該当がある場合に提出が必要なものを示します。
- ・行政書士の方に申請を依頼される等、窓口に来られる方が当方の質問に答えられない場合が見受けられます。申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。

番号	提出書類	様式	窓口申請 (書面申請)
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書	様式第1号 (その1, その2)	○
2	建設業法第3条第1項の規定により許可されていることを証する許可証明書【写し可】（国土交通大臣許可業者で資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行された証明書が無い場合は不要） ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に許可を受けた場合に限り許可通知書の写しも可 ※更新手続き中の場合は、国土交通大臣許可業者・広島県知事許可業者ともに直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表の写しも可）	—	△
3	経営事項審査の総合評定値通知書の写し ※注1 ※資格審査申請書等を提出する日現在で有効な最新のもの	—	○

番号	提出書類	様式	窓口申請 (書面申請)
4	市税について滞納がないことを証する書面（滞納がないことの証明書）【写し不可】 ※注6 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○
5	消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し ※注6 (免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。) ※国税通則法施行規則別紙第9号様式その3による納税証明書（未納の税額がないことの証明）のほか、税目を指定した「その3の2」（申告所得税と消費税及び地方消費税）や「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税）による証明も可とします。 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○
6	令和5年・6年度建設工事入札参加資格審査申請書受付票	様式 第3号	○
7	・障害者雇用状況報告書の写し（障害者の雇用割合が法定雇用率以上であること） …障害者雇用義務のある者 ※注2 ・障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し …障害者雇用義務のない者 ※注2	—	△
8	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△
9	エコアクション21の認証・登録に係る認証・登録証の写し	—	△
10	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	—	△
11	大規模災害時の協力建設事業者登録制度における登録を証する書面の写し	—	△
12	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し ※注3 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△
13	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し ※造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出してください。	—	△

番号	提出書類	様式	窓口申請 (書面申請)
14	協力雇用主登録証明書の写し ※注4 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△
15	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し ※注5 ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	△
16	法人…登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し ※資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。	—	○
17	市税等納税調査承諾書	様式 第4号	○
18	経営管理責任者証明書の写し ※建設業許可申請時に添付した様式第7号（経營業務の管理責任者証明書）の写しで可	—	○
19	専任技術者証明書の写し ※建設業許可申請時に添付した様式第8号（専任技術者証明書）又は別紙四（専任技術者一覧表）の写しで可	—	○

注1) 「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」になっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

注2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下、「障害者」という。）を雇用する義務のある者で、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写しを提出してください。

また、障害者を雇用する義務のない者で、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者は、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類【本人の身体障害者手帳又は療育手帳等及び本人の健康保険証等】の写しを提出してください。

注3) 「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」（広島県様式）により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。

注4) 「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」（広島県様式）により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。証明書発行の申請方法は、郵送のみです（窓口での申請不可）。交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、申請してください。

注5) 証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL082-511-0110）にお問い合わせください。

注6) 新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予等について

番号「4」は、「新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けたもの以外には三次市税に滞納はありません」と記載された、滞納がないことの証明書を提出してください。

番号「5」は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことにより、税の徴収猶予等を受けている事業者については、納税証明書等の提出は不要ですが、猶予の特例が認められていることが確認できる書類（猶予許可通知書の写し等）を提出してください。

※各様式の日付は申請書を提出する日をご記入ください。

※各様式の㊟と表示されている部分には、その欄に該当する印を押印の上、ご提出ください。